

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年5月7日（木） 15:20～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 3 対象施設 青森市立すみれ寮
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 鈴木 裕司（総務部理事次長事務取扱）
委員 多田 弘仁（財務部次長）
委員 工藤 智（農林水産部次長）
委員 舘山 新（都市整備部次長）
委員 森 宏之（青森大学教授）
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
 - (2) 施設所管課（子どもしあわせ課） 課長 西澤 哲司
副参事 土岐 政弘
寮長 高坂 道子
主幹 山崎 真治
主査 小山内 孝育
 - (3) 制度所管課（政策推進課） 課長 佐々木 淳
主幹 岩淵 寿哉
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者制度導入の適否について
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定期間 5年間
 - (2) 利用料金制 なし
 - (3) 募集形態 公募
- 7 主な質疑内容

（委員）

前回、募集をしても応募がなかったということを踏まえ、今回の募集に当たり、募集要件等について前回との変更点はあるのか。

（施設所管課）

基本的に変更点はない。平成25年度、平成26年度と指定管理者の募集を行っているが、応募者がいなかったところであり、その理由としては、建物が未完成、入所者がいないということで、応募者側も実態把握が困難だったものと考えている。現在は施設を開設し、実際に入所者もいることから応募者側も実態を把握しやすいものと考え、前回と募集

に関する要件等を変更せずに募集を行う予定である。

(委員)

指定管理料基準額について、金額的に折り合いがつかなかったということはなかったのか。

(施設所管課)

人件費の部分について、平成25年度の募集時には、国の基準に基づき金額の設定を行っていたが、平成26年度には、金額を上げて募集を行ったものである。基準額が低いといった理由で、申込者がなかったということではないと捉えている。

(委員)

入所者の数に応じて指定管理料の増減等はあるのか。

(施設所管課)

指定管理料の基準額については、最大で入居できる20世帯を想定して積算しているものであり、入居世帯数に応じての指定管理料の変更は基本的にはない。

(委員)

この施設では、DV被害を受けた母子で、一時的に避難したいという場合も受け入れるのか。

(施設所管課)

県から「一時保護」について委託を受けており、DV法に基づいて、被害にあった母子も一時的に保護することとなっている。

(委員)

入所世帯の状況に応じ、この施設の人員体制について「保育士」の役割は重要だと考えるが、現行では「保育士」が配置されているのに対し、指定管理者制度導入後には「保育士」ではなく、「その他」としているのはなぜか。

(施設所管課)

「施設長」及び「母子支援員」については、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の中に、資格等の要件に関する規定があるが、少年指導員については資格等の要件に関する規定がない。当然にして、「保育士」が望ましいところではあるが、「保育士」の資格保有者に限定せずに少し幅を広げて設定していることから、「その他」という記載にしたものである。

(委員)

最大の20世帯が入所した場合でも、現在のように入所世帯が2世帯の場合であっても、施設の職員数は10人体制で変わらないのか。

(施設所管課)

常時、入所者や一時保護が発生する可能性があること、また、土、日、祝日に関係なく、職員を配置する必要があることを考慮しつつ、職員10人のうち、常に5人の職員が常駐するような勤務シフトを想定している。